

第8回
館林市・板倉町合併協議会
会議録

日時：平成29年10月17日（火）午前10時
場所：館林市文化会館小ホール

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称	第8回 館林市・板倉町合併協議会	
開催日時	平成29年10月17日（火） 午前10時開会・午前11時50分閉会	
開催場所	館林市文化会館小ホール	
議長氏名	須藤和臣	
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり	
事務局氏名	「出席者名簿」のとおり	
会議事項	議題	会議結果
	「会議事項」のとおり	「会議事項」のとおり
会議経過	「会議経過」のとおり	
会議資料	第8回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料	
会議録の確定	確定年月日	署名
	平成29年11月20日（月）	指名委員氏名 河野哲雄
	平成29年11月21日（火）	指名委員氏名 青木秀夫

出席者名簿

【敬称略】

規約	氏名	
会長	須藤和臣	
副会長	栗原実	
1号委員	小山定男	中里重義
2号委員	河野哲雄	遠藤重吉
	青木秀夫	今村好市
3号委員	野村晴三	向井誠
	井野口勝則	荒井英世
	小森谷幸雄	小森谷幸雄(重複)
4号委員	吉間常明	鈴木優
5号委員	山崎紀夫	河本榮一
	増田文和	須藤稔
	小林博	
7号委員	青木秀夫(重複)	
監査委員	早川勉	江田音吉
幹事	栗原誠	根岸一仁
	小嶋栄	
専門部会	吉田悦子	打木雅人
	大野泰弘	山本紀夫
	黒澤文隆	栗原幸枝
	大井守	高橋一哲
	田島敏邦	新宮裕之
	荒井裕三	岡戸千絵
	小山田峰子	鈴木浩一郎
	飯島一宏	鈴木匡
	石井洋史	峯崎浩
	山口秀雄	橋本宏海
	高瀬利之	小野田博基
説明員	福地保幸	
事務局長	田沼孝一	
事務局次長	林成明	丸山英幸
事務局係長	木村和好	舘野雅英
事務局係員	石井博	鈴木誠
	田部井啓介	

欠席者 5号委員 福田榮次、江森富夫

会議事項

1 開会

2 開会あいさつ

3 審議事項

議案第 8 号 【合併協定項目 1】 合併の方式について（継続審議）

⇒原案のとおり可決

議案第 20 号 【合併協定項目 2 2】 消防団の取扱いについて

⇒原案のとおり可決

議案第 21 号 【合併協定項目 2 3 - 1 8】 農林水産関係事業について

⇒原案のとおり可決

議案第 22 号 【合併協定項目 2 3 - 1 9】 商工・観光関係事業について

⇒原案のとおり可決

議案第 23 号 【合併協定項目 2 3 - 2 0】 勤労者・消費者関連事業について

⇒原案のとおり可決

議案第 24 号 【合併協定項目 2 3 - 2 1】 建設関係事業について

⇒原案のとおり可決

議案第 25 号 【合併協定項目 2 3 - 2 2】 下水道事業について

⇒原案のとおり可決

議案第 26 号 平成 28 年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について

⇒原案のとおり認定

4 協議事項

協議第 25 号 【合併協定項目 2 3 - 1】 国内・国際交流事業について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第 26 号 【合併協定項目 2 3 - 4】 人権推進事業について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第 27 号 【合併協定項目 2 3 - 1 6】 ごみ収集運搬業務事業について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第 28 号 【合併協定項目 2 3 - 1 7】 環境対策事業について

⇒次回以降の審議事項とする

5 その他

6 閉会あいさつ

7 閉会

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
田沼事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回館林市・板倉町合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、本日の協議会につきましては、当初午後2時からの開催を予定し、ご案内をさせていただきましたが、都合により午前10時からの開催に変更させていただきました。委員各位、報道関係の皆様、また傍聴にお越しの皆様にもご都合をつけていただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。</p> <p>続きまして、ご報告を申し上げます。本合併協議会は、協議会規約第9条第1項の規定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定められております。本日は、福田委員と江森委員がご都合により欠席されておりますが、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の協議会では平成28年度歳入歳出の決算報告を予定しておりますので、本協議会の監査委員にご出席をいただいております。ご紹介いたします。館林市監査委員、早川勉様です。板倉町監査委員、江田音吉様です。お二人には、後ほど監査報告につきまして、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました次第、会議資料のほか、座席表、出席者名簿、封筒に入れました次回開催通知をお配りさせていただいております。ご確認をいただき、不足などがございましたら、お申しつけください。</p> <p>それでは、本日の次第をごらんください。5番、その他について申し上げます。これまでの協議会では、その他としまして「寄せられたお問い合わせと事務局からの回答」を報告させていただいておりましたが、前回の協議会以降、新たな問い合わせがないことから、今回は報告がございませ</p>

<p>田沼事務局長</p>	<p>ん。ご了解いただけるようお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に基づき、開会挨拶をいただきます。</p> <p>須藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
<p>須藤会長</p>	<p>皆様、おはようございます。本日は、大変お忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。第8回の合併協議会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。</p> <p>初めに、先ほど司会のほうからご案内がございましたとおり、前回の会議におきましてご通知を差し上げました日程から、開催時間の変更をさせていただきますましたが、委員各位、また関係者の皆様にはご都合をつけていただきましたことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>さて、本日の会議では、昨年11月、そして本年の5月、7月と、これまで協議会の場におきまして3回の意見交換を行わせていただきました。「合併の方式」につきまして、採決する議案を提案させていただいております。</p> <p>板倉町におかれましては、平成22年に町民意識調査が行われており、その結果を見ますと、合併の枠組みによって違いはございますが、多くの町民の皆様が合併にご関心があり、合併に賛成するという意見が多かったというふうに認識をいたしております。</p> <p>また、館林市におきましては、平成20年に市内各公民館におきまして、合併を考える「まちづくり懇談会」を開催しておるところであります。改めまして本年8月の22日、24日、25日の3日間にわたりまして、市民活動団体、15団体を対象といたしました「合併懇談会」を行わせていただきました。そして、その多くが館林市と板倉町の合併に賛成であるということを確認した次第でございます。</p> <p>両市町といたしましても、合併を大きな目標として、その方式を決める適切な時期を迎えたと判断いたしましたので、本日の議案審議につきまして、どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>合併に関しましては、まだまだ乗り越えなくてはならないハードルが</p>

<p>田沼事務局長</p>	<p>多々ございますが、引き続きまして委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、会議に当たっての留意事項を申し上げます。</p> <p>会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言っていただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、須藤会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、規約に基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。</p> <p>審議、協議事項につきまして、委員皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします申し上げます。</p> <p>会議に先立ち、会議録署名人の選出を行います。</p> <p>議長が出席委員の中から2名を指名することになっております。本日の会議につきましては、館林市の河野委員さんと板倉町の青木委員さんをお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p> <p>丸山事務局次長</p>	<p>異議なしというお声がございました。それでは、お二人に会議録署名人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>初めに、議案第8号 合併協定項目1、継続審議となっておりました「合併の方式について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局次長の丸山でございます。よろしくお願いいたします。</p>

	<p>議案第8号 「合併の方式について」ご説明をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>合併の方式につきましては、7月28日に開催しました第6回協議会におきまして意見交換を行わせていただき、結果として、新設合併に賛成する委員4名、編入合併に賛成する委員15名という状況となっております。</p> <p>各委員からいただきました真摯なご意見を踏まえ、本日の協議会では合併方式についての調整方針をお示しし、採決をお願いしたいと考えております。</p> <p>調整方針としては、表の中に記載のとおり、「両市町の合併は、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とする。」といたしました。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>議案第8号 「合併の方式について」の説明を終了させていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第8号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑がないようでございますので、それでは質疑を打ち切りまして、採決を行います。</p> <p>議案第8号 合併協定項目1 「合併の方式について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>15名ということになりました。</p> <p>議案第8号 合併協定項目1につきましては原案のとおり承認することによって取り扱わせていただきたいというふうに住じます。</p> <p>もう少し説明をしておきますけれども、人数的には3分の2でございます。</p>

<p>木村事務局係長</p>	<p>すから、きょうは出席委員18名でございます。ですから、12名以上の賛成で可決というふうになりますけれども、15名ということでございました。議案第8号は原案のとおり可決といたします。</p> <p>続きまして、議案第20号 合併協定項目22 「消防団の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局調整2係長の木村と申します。本日の審議事項の議案につきましては、前回の協議会におきまして協議事項として事前説明を行っておりますので、現況の異なる点を中心にご説明いたします。</p> <p>それでは、議案第20号について説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。</p> <p>合併協定項目22 「消防団の取扱いについて」説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、「消防団については、合併時に1つの消防団として統合する。ただし、地域に密着した消防団活動の特性を保持するため、役員構成については、合併後に速やかに再編する。」といたします。</p> <p>続きまして、4ページの現況でございます。館林、板倉の両消防団は、明和、千代田、邑楽とともに1市4町による館林地区消防組合により運営されていますので、ほぼ内容は同一となっておりますが、役員構成がごらんのとおりに異なっております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容といたしまして、「消防団については、館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町により、館林地区消防組合消防団を運営しているため、団員の処遇や活動内容は統一されており、変更の必要はない。ただし、組織体制及び名称については、地域特性を考慮しつつ、方面隊制あるいは支団制などの体制を検討し、合併時までには統合する。なお、役員構成及び役員数については、団員の士気向上に配慮したうえで、合併後速やかに再編する。」といたしました。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
----------------	---

<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第20号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>小林委員さん、お願いします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>板倉町の小林でございます。消防団の合併について、自分の意見として申し上げさせていただきます。</p> <p>これまで消防団の方は、館林消防組合を通して、消防団として管内の災害に対応してきたわけでございますけれども、合併となりますと、ここに打ち出しておりますように、名称それから役員の組織の編成が必要になってくると思うのですけれども、何といたしまして消防団員の方はボランティアの精神で郷土を愛する、そういう気持ちから入団され、日夜頑張っているわけでございます。本来これまで長く館林消防団、板倉消防団として、なれ親しんだ名称で活動してきましたので、合併となりまして名称が残されたほうが団員の方の士気の低下を防ぐということにつながってくると思いますので、ぜひ打ち出しておりますように名称の関係については、十分事務局それから消防団長、各団員とのご協議の上に進めていただければと思っております。</p> <p>それから、参考なのですけれども、板倉町近隣の旧北川辺町、それから旧藤岡町が、合併によりそれぞれ名称は変わっております。旧北川辺町においては、加須市消防団となっております。それから、旧藤岡町においては、方面隊制をとって藤岡という名称が残されております。私もこれまで伺ってきた範囲では、加須市となった旧北川辺町の消防団の方がどうしても士気の低下が見られるように感じておりますので、ここにおいてもぜひとも名称を残していただければと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。現場の方々のご意見を吸い上げてもらいたい</p>

木村事務局係長	<p>というご意見かというふうに思いますけれども、事務局のほうで何かご意見がありますか。</p> <p>先ほどのご意見につきましては、館林地区消防組合、消防団のほうにおつなぎし、こちらの具体的な調整内容にございますように、幹部を交えて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>小林委員さん、よろしいでしょうか。</p>
小林委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>ほかにご意見、ご質疑ございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは質疑を打ち切りまして、採決を行います。</p> <p>議案第20号 合併協定項目22 「消防団の取扱いについて」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第20号は原案のとおり可決をされました。</p> <p>続きまして、議案第21号 合併協定項目23—18 「農林水産関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
木村事務局係長	<p>資料の7ページをお願いいたします。議案第21号 合併協定項目23—18 「農林水産関係事業について」を説明いたします。</p> <p>まず、表の中の調整方針になりますが、関係項目が3つございます。</p> <p>1、農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合</p>

併後に再編する。

2、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

3、農地転用許可については、合併時に統合する。

としております。

それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、次の8ページをお願いいたします。

関係項目は、1の農業振興地域整備計画になります。

現況でございますが、この計画は、法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興に関する各種施策を計画的に実施するための計画でございます。異なる点は、3番の除外申請受付がごらんのように異なっております。

調整の結果でございます。表の右側、具体的な調整内容として、「農業振興地域整備計画については、合併時は市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。ただし、農用地区域からの除外手続きについては、合併時まで調整する。」としました。

関係項目1についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の9ページをお願いします。関係項目は、2の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想になります。

ここで、説明に入る前に資料の訂正がございます。訂正箇所ですが、板倉町の策定日になりまして、こちらが平成7年1月24日に既に修正をさせていただいております。これは、前回協議事項として報告したときには、平成18年7月20日というふうに記載されておりましたが、今回平成7年1月24日に既に修正させていただいております。よろしくお願いいたします。

では、内容の説明に戻ります。

現況でございますが、この構想は、法律に基づきまして、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域において育成すべき効率的、安定的な農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用目標を定めているものでございます。

	<p>異なる点ですが、10ページの（3）の主要な営農類型、（4）の目標数値がごらんのように赤字で異なっております。</p> <p>調整の結果になります。ページを戻っていただきまして、9ページ、表の右側でございます。具体的な調整内容ですが、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は市町の構想をそのまま移し、合併後に新市において策定する。」としました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の11ページをお願いします。関係項目は、3の農地転用許可になります。</p> <p>現況でございますが、農地転用許可制度は、土地の農業的利用と非農業的利用との調整を図りつつ、農地の荒廃及び乱開発を防止して優良農地を確保するため、農地法に基づき市街化区域外の農地を農地以外に利用する目的で転用する場合に許可を要する制度でございます。</p> <p>異なる点でございますが、1の許可権者がごらんのように異なっております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容としまして、「農地転用許可については、館林市の例により合併時に統合する。」としました。</p> <p>関係項目3についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、議案第21号の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第21号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議 長	<p>それでは、質疑を打ち切りまして、採決を行います。</p> <p>議案第21号 合併協定項目23—18 「農林水産関係事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>木村事務局係長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第21号は原案のとおり可決をされました。</p> <p>続きまして、議案第22号 合併協定項目23—19 「商工・観光関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>資料の13ページをお願いします。議案第22号 合併協定項目23—19 「商工・観光関係事業について」を説明いたします。</p> <p>まず、表の中の調整方針になりますが、関係項目が5つございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、新規団地開発の推進については、現行のとおり新市において継続する。 2、板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。 3、板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。 4、中小企業融資制度に関することについては、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金融資については、合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。 (2) 利子補給金については、合併時に統合する。 <p>次のページになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5、観光行事については、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。 <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、15ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、1の新規団地開発の推進になります。</p> <p>まず、現況でございます。こちらは、ごらんとおり、これまでに工業団地、産業団地の整備を行っております。</p>
---------------------------	---

調整の結果でございます。表の右側、具体的な調整内容といたしまして、「新規団地開発の推進については、板倉ニュータウン産業用地の整備及び分譲について考慮しながら、合併後も新規団地開発の事業化に向けて引き続き群馬県へ協力を要請する。」としました。

関係項目 1 についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の16ページをお願いいたします。関係項目は、2の板倉ニュータウンの整備になります。

現況でございます。板倉ニュータウンの整備につきましては、ごらんの状況になっておりまして、引き続き群馬県と連携し事業を推進し早期完成を目指すものでございます。

調整の結果でございますが、表の右側の内容でございます。「板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。」といたしました。

関係項目 2 についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の17ページをお願いいたします。関係項目は、3の板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進になります。

現況でございますが、この項目は、板倉ニュータウン地区内の産業用地及び商業用地に進出する事業者に対し、奨励金を交付し、産業施設及び商業施設の誘致促進を図るものでございます。

具体的には、1番の産業施設立地促進奨励金、次のページになりまして、2番の商業施設立地促進奨励金、3番の雇用促進奨励金、4番の緑地設置奨励金、5番の地球温暖化対策奨励金がございます、概要はごらんのとおりとなっております。

調整の結果でございますが、ページ戻りまして17ページになります。表の右側、具体的な調整内容ですが、「板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。」といたしました。

関係項目 3 についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の19ページをお願いいたします。関係項目は、4の中企業融資制度に関することになります。

現況でございます。まず、1番の中小企業資金融資につきましては、中小企業者等の施設、設備の整備、運転資金等の必要な資金の融資を促進し、中小企業の振興を目的としております。

(1)の小口資金でございますが、こちらは④の融資利率がごらんのとおり異なっております。

続きまして、20ページになります。(2)の経営振興資金、中小企業設備近代化資金になりますが、こちらは①の対象者、③の融資限度額、④の融資利率がごらんのように異なっております。

続きまして、(3)の経営安定資金、それと21ページの(4)になりますが、小企業者緊急経営資金になります。こちらは市のみの事業となっております、内容はごらんのとおりでございます。

調整の結果でございますが、19ページに戻ります。表の右側、具体的な調整内容として、「中小企業資金融資については、制度内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。」としました。

続きまして、21ページになります。2の中小企業融資利子補給金につきましては、中小企業者が受けた融資の支払い利子に相当する額を利子補給金として交付し、設備投資の促進を図るものでございます。

(1)では、①の対象者、②の補給額、③の補給期間が異なっております。

続きまして、22ページ、(2)の商工業後継者育成利子補給金及び(3)の創業融資利子補給金になりますが、こちらは市のみの制度となっております。

調整の結果になりますが、21ページに戻りまして、表の右側、「中小企業融資利子補給金については、制度内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。

関係項目4についての説明は以上でございます。

続きまして、資料は23ページになります。関係項目は、5の観光行事になります。

現況につきましては、主催が市や町に限らず、観光協会、実行委員会な

<p>議 長</p>	<p>ど外部団体のものもありますが、それぞれの住民を広く対象とした主要な行事を26ページまで掲載してございます。</p> <p>調整の結果でございますが、23ページの表の右側になります。具体的な調整内容として、「観光行事については、地域資源を活用した独自の事業であるため、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。」といたしました。</p> <p>関係項目5についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第22号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>野村委員。</p>
<p>野村委員</p>	<p>館林市の野村です。</p> <p>参考までに教えていただきたいのですが、21ページの(4)小企業者緊急経営資金につきまして、これは景気の動向に左右される経営資金だと思うのですが、ここ3年間ぐらいの実績等についてお知らせいただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>専門部会でお願いいたします。</p>
<p>田島課長</p>	<p>館林市産業政策課、田島でございます。ご説明いたします。</p> <p>小企業者緊急経営資金の実績でございますが、過去3年間、平成26年から28年の間は1件もございませんでした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにご質疑、ご意見ございますか。</p>

増田委員	<p>増田委員。</p> <p>板倉町の増田と申します。資料17ページの板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進に関しては、東武日光線の板倉東洋大前駅、それから団地、それから東洋大学といった3点セットに基づいて今日まで開発が進んでいるところでありますが、もし館林という名前がつくこととなりますと、全国的に有名になるのではないかというふうに思っております。</p> <p>といいますのは、東洋大学の大学生は、「板倉キャンパス」となっておりますが、もしそれが「館林キャンパス」ということになれば、東洋大学の学生の誇りになるのかなと思っています。東洋大学から駅の間につきましては、相当広い道路が用意されているのですけれども、私がちょっと朝早く行ってみたりしますと、板倉町の状況とは別世界で、都会の女性や若い学生がぞろぞろ歩いているという状況が見られます。そんな関係で、館林という名前がつくことになると、全国的に知れ渡って東洋大学の関係者にも喜ばれると思います。</p> <p>また、ニュータウンも、既にもう二十数年ニュータウンになってから経過しておりますので、その名称についても今後考えていただければと思います。私の個人的な意見となりますが、どうぞよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>このことにつきましては、コメントどうでしょうか。事務局、専門部会から何かございますか。</p> <p>事務局のほうから。</p>
木村事務局係長	<p>それでは、事務局からお答えいたします。</p> <p>頂戴いたしましたご意見につきましては、合併協議の中で十分に検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>増田委員さん、よろしいでしょうか。</p>

増田委員	はい。
議長	ほかにございますでしょうか。 河本委員。
河本委員	<p>館林市の河本でございます。</p> <p>板倉町と館林市が合併した場合に、板倉ニュータウンというのは非常に重要なまちの発展のために位置づけがあると思うのですが、このことでまだ早いのでしょうかけれども、合併した場合に、この板倉ニュータウンをどのような方向に持っていくかというようなことにつきましてご協議をしていらっしゃるのか。それとも合併した後に構想を打ち出すのか。そこら辺のところをお聞かせいただきたい。</p> <p>やはりこういう時代でございますので、少子高齢化が進んでおり、時代の変化のスピードが早いものですから、合併するときこういう目玉となるところをどのようにすれば板倉町と館林市がスムーズに合併できるのかということについて、キーポイントの一つではないかというふうに思います。構想があるのかないのか、またどう進めていくのかというようなことにつきまして、お伺いしたいと思います。</p>
議長	事務局あるいは専門部会のほうでお答えできますか。 お願いします。
田島課長	<p>館林市産業政策課、田島でございます。</p> <p>新産業団地等を担当しておる部署でございますが、その辺につきまして板倉町との協議を進めておりますが、板倉ニュータウンについての具体的な構想までには至っておりません。今後の課題であると考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	事務局、よろしいですか。

<p>田沼事務局長</p>	<p>お願いします。</p> <p>事務局長の田沼です。</p> <p>ニュータウンの関係につきましては、やはり合併を前提とした新市において大変重要な位置づけになるということで、河本委員からご指摘をいただいたとおりで考えております。細かい内容につきましては、まだ具体的には協議が進んでおりませんが、新市の希望となるように、正しい新しい方向で、また現在の協議を継続する中で活発な動きとなるよう考えていきたいと考えております。よろしく願いいたします。</p>
<p>栗原副会長</p> <p>議 長</p>	<p>ちょっと参考で、板倉町長として。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>栗原副会長</p>	<p>板倉のニュータウンは、ご承知のとおり板倉ニュータウンという名前がついておりますが、所有者は、はっきり言って企業局が地主であります。町としても、例えば先ほど話が出た20年経過しているという、一年でも早く整備し、完成させたいというようなことは、もちろん地元自治体として考えてまいりましたが、そういう意味では企業局の対応が非常に難しい面もあったということで、企業局の常にそういったところとの調整を中心に行ってきたものであります。</p> <p>したがって、合併をされたときに、こういった板倉ニュータウンそのものの、先ほど出ました名前の問題から、いかにインパクトをこの地域につけながら、より整備を加速させるかというのは重要な問題だと思っておりますが、企業局のいろんな事情もあります。ですから、合併の合意ができた上で新しい体制として旧館林市さんの考え方も入り、総合的に新館林市として板倉ニュータウンの充実について県との話し合いを継続的に進めていただきたい。そういうことを板倉町としても期待をしておるところであります。</p>

議 長	河本委員さん、よろしいでしょうか。 どうぞ。
河本委員	やはり合併というものは、いろいろと難しい問題もございますけれども、やはりそういう将来に希望が持てるような施策をきちっと出して、それでこうだからこうしようということのほうが、もっとわかりやすいのではないかというふうに思います。ですから、編入合併ということで皆さんの同意をいただきましたけれども、それにプラスやっぱり両市町の違いとかいろんなことも大事なことでございますけれども、合併した後に将来に向けてどういう方向に向かって進んでいくのかと。そういうこともぜひ議論の中に入れていただきたいというふうに思っております。 以上でございます。
議 長	ありがとうございました。 ほかにございますか。 井野口委員。
井野口委員	館林市の井野口でございます。 板倉ニュータウンの整備についてということなのですが、先ほどの河本委員のお話とかぶるのですが、やはり館林市にしてみると、これは板倉町においても大きな位置づけになっているなど、そんなふうに思っております。そこで、館林市民の方々も、逆に心配する比重ですか、結構多い面もありますので、これから市民の皆さんに周知の徹底について、ニュータウンとはこういうものだというような事業計画をどのように周知なされるのか、お伺いしたいと思います。
議 長	事務局のほうでお答えできますか。
木村事務局係長	それでは、井野口委員からのご質問にお答えします。 市民、町民への周知ということで考えてみますと、この合併協議が進ん

	<p>だ段階でそれぞれの住民説明会に入ってまいります。そのときには、協議の結果などの概要を皆様にお知らせし、板倉町民、館林市民のご理解をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	井野口委員。
井野口委員	<p>ありがとうございました。私が申し上げたいのは、館林市民の方々の中には、ややもするとプラス面に捉えなくてマイナス面ですか、負という面で捉えている方もいらっしゃるということで、その辺のところはそうではないのだよと。これからのまちづくりでは、本当に重要な位置をなすのだよというような説明をしていただければありがたいと思います。これは1つ要望させていただきます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ほかにございますか。 (「なし」の声)</p>
議 長	<p>この板倉ニュータウンのことにつきましては、委員の皆様におかれましても非常にご関心が強くあるかというふうに存じます。これから採決をさせていただきますけれども、今後ともこのことについては、やはり新市としての構想など、県と連携して推進していく必要があるというふうに認識いたします。</p> <p>それでは、質疑を打ち切りまして、採決を行います。</p> <p>議案第22号 合併協定項目23—19 「商工・観光関係事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第22号は原案のとおり可決をされました。</p>

<p>木村事務局係長</p>	<p>続きまして、議案第23号 合併協定項目23—20 「勤労者・消費者関連事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の27ページをお願いいたします。議案第23号 合併協定項目23—20 「勤労者・消費者関連事業について」を説明いたします。</p> <p>まず、表の中の調整方針でございますが、関係項目が3つございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、雇用奨励金については、合併時に統合する。 2、勤労者資金融資制度については、合併時に統合する。 3、消費生活相談については、合併時に統合する。 <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、次の28ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、1の雇用奨励金になります。</p> <p>現況でございますが、この雇用奨励金は、就職が困難な求職者等の自立を助長するとともに常時雇用を推進することを目的としており、事業は市のみが行っております。その種類などは、1番のトライアル雇用奨励金、29ページ2番の障がい者雇用奨励金、3番の高齢者雇用奨励金、次の30ページにつきましては、4番の正規雇用促進奨励金、31ページの5番のU I ターン支援奨励金がございます。中身の説明は、時間の都合もありますので割愛をさせていただきます。</p> <p>調整の結果でございます。28ページ、表右側になりますが、具体的な調整内容として、「雇用奨励金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目1についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の32ページをお願いいたします。関係項目2の勤労者資金融資制度になります。</p> <p>現況でございますが、1番の勤労者住宅資金につきましては、住宅等を建築または取得しようとする勤労者に対し、必要な資金を融資し、勤労者の住宅建設の促進を図り、勤労者の福祉と生活の向上を図るものでございます。</p>
----------------	--

<p>議 長</p>	<p>こちらは、(3)の融資条件の①の融資限度額、②の融資利率、③の融資期間のただし書きが異なっております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、「勤労者住宅資金については、融資条件が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>次に、33ページ、2の勤労者生活資金でございますが、勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定を目的としております。こちらは、市のみの制度となっております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「勤労者生活資金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>資料の34ページをお願いします。関係項目は、3の消費生活相談になります。</p> <p>現況でございますが、消費生活相談とは、消費生活相談員が、消費生活に関する相談や解決のための助言・あっせんを行うものでございます。</p> <p>現況に記載のとおり、(1)の相談時間、(3)の相談員の雇用形態が異なっております。</p> <p>調整の結果でございますが、「消費生活相談については、消費生活センターの相談時間及び相談員の雇用形態が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目3についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第23号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>野村委員。</p>
------------	--

野村委員	<p>館林市の野村ですけれども、確認をしたいところがありますので、お聞きしたいと思います。</p> <p>この具体的な調整内容の中に、それぞれ館林市、板倉町があつて、内容が違うので合併時に統合すると、そういう表現になっています。それから、もう一つは館林市のみ実施していて合併時に統合すると。この表現は、館林市のみにあつて板倉町になくて、どういう統合をするのか。これは継続するということなのか、どういう表現か。両方ある場合は、調整して統合するというのはわかるのですけれども、片方しかなくて統合することについて、この後こういう文言というのは、後々いろいろところで影響してきますので、その辺の考え方というのをお聞かせいただきたいと思ひます。</p>
議 長	事務局、お願いします。
木村事務局係長	<p>それでは、野村委員のご質問にお答えします。</p> <p>合併協定項目の調整方針につきましては、当初この統合、再編等の定義というのがございまして、そちらにのっとりた形で行っております。例えば、先ほど野村委員さんのおっしゃった2つ同じような制度があつて、若干違ひますが、館林市の例に統合するという場合には、館林市の制度にそのまま移行するという解釈となります。</p> <p>続きまして、館林市のみで町のほうがない場合、こちらは館林市の制度をそのまま全市町に適用していくという表現になってまいります。若干定義が紛らわしい面もございまして、最初に説明した定義にのっとりた形で進めておりますが、なるべくこの表の右側の具体的な調整内容には調整の手順がわかるように、細かく記述に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>

議 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、質疑を打ち切りまして、採決を行います。</p> <p>議案第23号 合併協定項目23—20 「勤労者・消費者関連事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第23号は原案のとおり可決をされました。</p> <p>続きまして、議案第24号 合併協定項目23—21 「建設関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
丸山事務局次長	<p>それでは、議案第24号 合併協定項目23—21 「建設関係事業」につきましてご説明を申し上げます。資料の35ページをお願いいたします。</p> <p>表の中をごらんいただきたいと思います。合併協定項目23—21 「建設関係事業」についての調整方針につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、都市計画については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (2) 広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。 2、開発許可等に関することについては、合併時に統合する。 3、景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 4、耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとにご説明をしますので、次の36ページをお願いいたします。関係項目は、1の都市計画になります。</p>

現況につきましてご説明をいたします。1番の都市計画マスタープランは、法令に基づきまして、おおむね20年後を目標とした将来のあるべき姿やまちづくりの方針を策定し、まちづくりに対し関係者の理解と参加を深め、住民、関係者、行政が協力してまちづくりを進めることを目的に、市町で策定をしております。

表右側、具体的な調整内容としまして、「都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに全体的に見直し、再編する。」といたします。

次に、37ページの表の中段になります。2番の広域的な立地適正化の方針になります。法令に基づきまして、「広域的な立地適正化の方針」を都市圏で策定し、連携強化や機能分担をし、効率的な都市運営を図ることを目的としまして、1市4町で構成します「館林都市圏広域立地適正化方針決定協議会」において策定をしております。

表の右側になりますが、具体的な調整内容としまして、「広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。」といたしました。

続きまして、38ページをお願いいたします。関係項目は、2の開発許可等に関することになります。

現況につきましてご説明をいたします。1番の開発許可制度につきましては、都市計画で定める線引き制度の実効性の確保とともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことで、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るものとし、法令等に基づきまして、(1)の開発許可、次のページの(2)建築許可の事務を行っております。この開発許可制度につきましては、町では県から権限移譲がされていないため事務を行っておりません。市のみが行っている事務となっております。

続きまして、39ページをお願いしまして、2番の優良宅地及び優良住宅の認定になります。法令に基づきまして、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について、税制上の優遇措置を講じることにより、優良な住宅の供給を図ることを目的に、市町におきまして、(1)の優良宅地認定審査事務、(2)の優良住宅認定審査事務を行っております。

議 長	<p>38ページに戻っていただきまして、表の右側、具体的な調整内容としましては、「開発許可等に関することについては、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>続きまして、40ページをお願いいたします。関係項目につきましては、3の景観計画になります。</p> <p>現況についてご説明を申し上げます。町は、平成20年8月に法令で定めます景観行政団体となりまして、景観法及び板倉町風景条例に基づいた景観計画を策定し、町民一人ひとりが板倉町らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継ぐことを目的としまして、平成22年6月に板倉町風景計画を策定しております。</p> <p>表の右側の具体的な調整内容としましては、「景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。</p> <p>続きまして、41ページをお願いいたします。関係項目は、4の耐震改修促進計画となります。</p> <p>現況につきましてご説明をいたします。市町ともに同様に、建築物について具体的な目標を定め、耐震診断と耐震改修の促進に取り組み住民の生命や財産を守ることを目的としまして、民間建築物の耐震化を進めるための支援や公共建築物の耐震化を促進することを内容とする耐震改修促進計画を定めております。</p> <p>表の右側になります。具体的な調整内容としましては、「耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に計画を見直し、再編する。」といたしました。</p> <p>以上で、合併協定項目23—21 「建設関係事業について」の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第24号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>遠藤委員。</p>
-----	---

遠藤委員	<p>館林市の遠藤でございます。耐震改修促進計画についてお尋ねしたいと思 います。</p> <p>今現在で市有建築物、それから町有建築物の耐震化がどの程度なされて いるか、パーセンテージでお答えできればお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>専門部会でお答えできますか。館林市からお願いします。</p>
飯島課長	<p>館林市の建築課長の飯島と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>耐震促進計画を定めるに当たっての耐震化率でございますが、まず住宅 に対する耐震化率につきましては82.1%となっております。それ以外の多 数の者が利用する建築物の耐震化率につきましては、平成28年1月1日時 点の数字なのですけれども、88.2%となっております。</p> <p>以上になります。</p>
議 長	<p>板倉町さん。</p>
高瀬課長	<p>板倉町都市建設課長の高瀬と申します。</p> <p>住宅の耐震化につきましては、板倉町におきましては74.8%ございま す。多数の者が利用する建築物につきましては93.9%でございます。よろ しく申し上げます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
議 長	<p>ほかにごございますか。</p> <p>河本委員。</p>
河本委員	<p>河本でございます。都市計画のマスタープランについて平成37年度が年 次目標となっておりますが、この平成37年になったときに、今の推定で結</p>

<p>議 長</p>	<p>構なのですが、館林市の人口、板倉町の人口、それと8年後ですけれども、70歳以上の高齢者人口がどのくらい推定されるか。資料がありましたらお伺いします。</p>
<p>鈴木（浩）課長</p>	<p>専門部会のほうで、今答えることができますか。できる範囲で教えてください。</p> <p>館林市都市計画課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>河本委員さんからご質問のありました平成37年度推計の館林市だけの人口でございますが、およそ7万4,000人というふうに推計しております。ただし、高齢者につきましては資料がございませんので、申しわけありません。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>板倉町さんのほうは、人口だけでもわかりますか。</p>
<p>高瀬課長</p>	<p>板倉町の都市建設課の高瀬と申します。</p> <p>ご質問につきまして、資料がございませんので、板倉町は申し上げられません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>河本委員。</p>
<p>河本委員</p>	<p>参考まででございますので、次回の会議でわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにもございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑を打ち切らせていただきまして、採決を行います。</p>

<p>議 長</p> <p>丸山事務局次長</p>	<p>議案第24号 合併協定項目23—21 「建設関係事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第24号は原案のとおり可決をされました。</p> <p>続きまして、議案第25号 合併協定項目23—22 「下水道事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第25号 合併協定項目23—22 「下水道事業」につきましてご説明をさせていただきます。資料のほうは43ページをお願いいたします。</p> <p>表の中をごらんいただきたいと思います。合併協定項目23—22 「下水道事業」につきましての調整方針は、</p> <p>1、下水道全体計画・事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>としております。</p> <p>関係項目を説明いたしますので、44ページをお願いします。関係項目は、1の下水道全体計画・事業計画になります。</p> <p>現況ですが、1番の下水道全体計画になりますが、市町とも同様に、下水道法の規定によりまして、県が策定した利根川流域別下水道整備総合計画の目標等に基づき、公共用水域の環境基準を達成維持するための計画でありまして、将来人口などの推定をもとに、環境基準の達成維持に必要な下水道整備計画区域や処理場の配置などを定めるものでございます。</p> <p>続きまして、45ページ、2番の下水道事業計画になります。先ほどの全体計画で定めた施設のうち、5年から7年間の間で実施する予定の施設の配置等を定める計画でありまして、市町ともに平成33年度を計画目標年次としております。</p> <p>44ページに戻っていただきまして、表の右側、具体的な調整内容とし</p>
---------------------------	---

	<p>して、「下水道全体計画・事業計画については、合併時は、現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。」といたしました。</p> <p>以上で、合併協定項目23—22 「下水道事業について」の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第25号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>河野委員。</p>
河野委員	<p>館林市の河野でございます。</p> <p>下水道事業についてお聞きいたしますが、この調整内容を見ておりますと、市町の計画をそのまま移行し、また合併後に新市において策定するとあります。この下水道事業というのは非常にお金のかかる事業でございます。これからの社会状況を考えますと、税収の減少だとか人口減少だとか、そういった点を踏まえるとなかなか難しいのではないかなと思います。国では合併浄化槽を推進しているように聞いておりますけれども、その点の協議はなされたのかどうか、お聞きしたいと思います。</p>
議 長	<p>専門部会で、お答えできますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
鈴木（匡）課長	<p>館林市下水道課長の鈴木と申します。よろしく願いします。</p> <p>河野委員からの質問でございますが、下水道事業ではなく合併浄化槽を奨励し、汚水処理率を向上するという形で県も国も動いているところでございます。</p> <p>今回の合併協議におきまして、下水道課としましては、あくまで下水道事業についての協議を進めておりますが、合併浄化槽の推進につきましては、ほかの部署のほうで協議を行っております。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>山口課長</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>板倉町環境水道課長の山口と申します。</p> <p>板倉町につきましては、公共下水道につきましてはニュータウンの区域ということになっておりまして、それ以外につきましては合併浄化槽で推進しているという状況でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにもございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようでございますので、それでは質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第25号 合併協定項目23—22 「下水道事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p> <p>林事務局次長</p>	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第25号は原案のとおり可決をされました。</p> <p>続きまして、議案第26号 「平成28年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>事務局次長の林でございます。</p> <p>それでは、議案第26号につきましてご説明申し上げます。資料の47ページをお願いいたします。</p> <p>提案理由でございますが、平成28年度の館林市・板倉町合併協議会決算</p>

につきまして、別紙決算書のとおり、その監査報告書を添えて認定に付するものであります。

48ページは決算書の表紙となります。

49ページからご説明を申し上げます。こちらは、歳入歳出決算総括表でございます。予算現額1,229万9,000円に対しまして、歳入決算額1,189万8,097円、歳出決算額1,076万708円、歳入歳出差引残額113万7,389円でございます。予算現額と決算額との比較、予算現額に対する決算額の割合につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、50ページが歳入、51ページが歳出の決算書でございますが、52ページ以降の明細書にて詳細をご説明させていただきたいと存じますので、この2ページ分につきましては、恐縮ですが、割愛をさせていただきます。

53ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入の負担金から順にご説明いたします。当初予算額2,088万9,000円に対しまして、1,009万1,000円の減額補正を行いましたので、予算現額は1,079万8,000円でございます。補正につきましては、会議の開催及び合併協議会だよりの発行が当初の計画より少なく、また業務委託費の確定などに伴いまして減額補正を行ったものでございます。備考に記載のとおり、最終的な両市町の負担金は、館林市が574万8,000円、板倉町が505万円でございます。

続きまして、諸収入でございます。当初予算額1,000円に対しまして、収入済額は備考に記載のとおり、預金利子の97円となっております。

続きまして、54ページ、県補助金でございます。当初予算額500万円に対しまして、350万円の減額補正を行いましたので、予算現額は150万円でございます。補正につきましては、補助対象経費である会議の開催、合併協議会だよりの経費などが当初の予定額より少なくなったためでございます。備考に記載のとおり、県からの補助金が110万円となっております。

続きまして、55ページ、歳出についてご説明いたします。会議費につきましては、当初予算額244万円に対しまして、165万円の減額補正を行いましたので、予算現額は79万円でございます。支出済額につきましては48万

<p>議 長</p>	<p>5,691円となりまして、不用額30万4,309円でございます。会議費の内訳につきましては、備考に記載のとおり、委員報酬や消耗品費などとなっております。</p> <p>続きまして、56ページ、事務費についてご説明いたします。当初予算額199万円に対しまして、132万1,000円の減額補正を行いましたので、予算現額は66万9,000円でございます。支出済額につきましては、33万9,017円となりまして、不用額32万9,983円でございます。事務費の内訳につきましては、備考に記載のとおり、職員旅費や消耗品費などとなっております。</p> <p>続きまして、57ページ、事業推進費についてご説明いたします。当初予算額2,096万円に対しまして、1,062万円の減額補正を行いましたので、予算現額は1,034万円でございます。支出済額につきましては993万6,000円となりまして、不用額40万4,000円でございます。事業推進費の内訳につきましては、備考に記載のとおり、協議会だよりの印刷製本費が3回分で170万7,480円、ホームページの作成・更新業務委託料が69万120円、新市基本計画の策定業務委託料が267万8,400円、電算システムの一元化調整業務委託料が486万円となっております。</p> <p>続きまして、58ページ、予備費についてご説明いたします。当初予算額として50万円を計上しておりますが、予備費として支出したものはございませんでした。</p> <p>続きまして、59ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,189万8,097円に対しまして、歳出総額1,076万708円となりますので、歳入歳出差引額、実質収支額ともに113万7,389円でございます。</p> <p>続きまして、61ページから65ページまで、参考資料として平成28年度の事業報告を簡単に取りまとめ、記載しております。既に実施済みの事業でありますので、説明は割愛させていただき、後ほどご確認をいただきたいと存じます。</p> <p>決算関係書類の説明は以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
------------	--

<p>早川監査委員</p>	<p>引き続き監査報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、2名の監査委員を代表いたしまして、私、早川より平成28年度館林市・板倉町合併協議会の決算監査報告を行わせていただきます。</p> <p>資料は60ページでございます。平成29年7月13日木曜日、館林市役所301会議室におきまして、平成28年度館林市・板倉町合併協議会の決算関係書類について、江田監査委員とともに監査したところ、適正と認めましたので報告いたします。</p> <p>平成29年10月17日、館林市・板倉町合併協議会会長、須藤和臣様。 館林市・板倉町合併協議会監査委員、早川勉、江田音吉。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>決算説明及び監査報告が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第26号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑等ないようでございますので、打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第26号 「平成28年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について」を原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第26号は原案のとおり認定されました。</p> <p>ここからは、続きまして協議事項に移りたいと存じます。</p> <p>協議第25号 合併協定項目23—1 「国内・国際交流事業について」を議題といたします。</p>

<p>木村事務局係長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の67ページをお願いいたします。協議第25号 合併協定項目23—1 「国内・国際交流事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、関係項目が2つございます。</p> <p>1、国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>2、国際交流事業については、合併時に統合する。</p> <p>としております。</p> <p>関係項目ごとに説明いたしますので、次の68ページをお願いいたします。関係項目1の国内交流事業になります。</p> <p>現況でございますが、目的といたしまして、自治体間交流を継続して行うことにより、住民等の交流による相互理解や地域活性化につなげるものでございます。</p> <p>市では、1の沖縄県名護市とは友好都市として、69ページの2の山形県天童市とは観光物産等相互交流として、3の山形県上山市とはスポーツ交流協定として、それぞれごらんの交流事業を行っています。また、その他の都市間交流はごらんのとおりでございます。</p> <p>一方、町では、新潟県上越市とは姉妹都市として、上越市板倉区、こちらは旧板倉町になりますが、こちらと児童交流事業を行っています。</p> <p>表の右側、調整の結果でございますが、「国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。」といたしました。</p> <p>関係項目1についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の70ページをお願いします。関係項目は、2の国際交流事業になります。</p> <p>現況でございますが、この事業は市のみの事業でございまして、2つの都市と交流を行っております。1つ目は、オーストラリアのサンシャインコースト市と姉妹都市として、2つ目は中華人民共和国の昆山市と友好都市として、それぞれごらんの事業を行っております。</p> <p>調整の結果でございますが、具体的な調整内容といたしまして、「国際交流事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合</p>
----------------	--

<p>議 長</p>	<p>併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、協議第25号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第25号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて お願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようでございます。</p> <p>本議案は、審議に当たっての事前説明となりますので、採決ではなく、 確認をさせていただきたいと存じます。</p> <p>協議第25号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくこと にご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p> <p>木村事務局係長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「国内・国際交流事業」につきましては、そのようよろしくお願いいたします いたします。</p> <p>続きまして、協議第26号 合併協定項目23—4 「人権推進事業につい て」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>資料の71ページをお願いいたします。協議第26号 合併協定項目23—4 「人権推進事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針ですが、関係項目は2つございます。</p> <p>1、人権啓発事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再 編する。</p> <p>2、人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に</p>

議 長	<p>再編する。</p> <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、72ページをお願いいたします。関係項目1、人権啓発事業になります。</p> <p>現況でございますが、1番の人権尊重都市宣言については、市のみのものとなっております。</p> <p>次に、2番の人権教育・啓発に関する基本計画については、市では平成26年に計画を策定しておりますが、町では策定をしておりません。人権啓発の事業は、両市町ともにほぼ同様な事業を行っております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容は、「人権教育・啓発に関する基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。ただし、人権尊重都市宣言につきましては、合併協定項目19「慣行の取扱い」において調整する。」というふうにさせていただきました。こちらの合併協定項目19「慣行の取扱い」は、今後協議事項としてお諮りをさせていただく項目でございます。</p> <p>関係項目1についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の73ページでございます。2の人権教育の推進になります。</p> <p>現況でございます。人権に関する計画ですが、こちらは両市町ともに策定しております。目的、事業内容はほぼ同様のものがございます。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容は、「人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、協議第26号の説明を終わります。よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第26号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて</p>
-----	---

議 長	<p>お願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>今のところはないようでございますので、それでは協議第26号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「人権推進事業」につきましては、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第27号 合併協定項目23—16 「ごみ収集運搬業務事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
木村事務局係長	<p>資料の75ページをお願いいたします。協議第27号 合併協定項目23—16 「ごみ収集運搬業務事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針ですが、関係項目が3つございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、ごみ収集運搬に関することについては、合併時に統合する。 2、一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。 3、ごみ減量化器具購入費助成金については、合併時に統合する。 <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、76ページをお願いいたします。関係項目は、1のごみ収集運搬に関することとなります。</p> <p>現況でございますが、両市町ともに各家庭からごみステーションへ排出された燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物を収集運搬し、ごみを適正に処理するものでございます。</p> <p>1のごみステーション数、それと2の収集運搬対象物は、ごらんとおりでございます。3の収集休業日及び4の収集時間が若干異なっておりま</p>

す。5番、6番につきましては、ごらんのとおりでございます。

これらの現況をもとに調整を行った結果でございますが、具体的な調整内容といたしまして、「ごみ収集運搬に関することについては、収集休業日及び収集時間が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。

関係項目1についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の78ページをお願いいたします。関係項目は、2の一般廃棄物処理計画になります。

現況でございますが、1番の一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の発生抑制及び資源化を進めるとともに、排出された廃棄物について適正な収集、運搬、中間処理、最終処分を確保し、持続可能な循環型社会を構築するものでございまして、両市町ともに法律に基づき策定しておりますが、計画期間がごらんのように異なっております。

調整の結果でございます。表の右側、具体的な調整内容として、「一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。

続きまして、2の一般廃棄物処理実施計画でございます。先ほどの一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに策定しているものでございます。両市町ともに策定をしています。

調整の結果でございます。表の右側でございますが、「一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。」といたしました。

関係項目2についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の79ページをお願いいたします。関係項目は、3のごみ減量化器具購入費助成金になります。

現況でございます。ごみ減量化器具購入費助成金については、市のみの事業になっておりまして、助成内容は1の生ごみ処理槽、2の生ごみ処理容器、3の生ごみ処理機の購入者に対して助成をするものでございます。

調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「ごみ減量化器具購入費助成金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、指定店の見直しについては、

<p>議 長</p>	<p>合併時まで調整する。」といたしました。</p> <p>関係項目3についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、協議第27号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第27号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて お願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、それでは協議第27号につきまして、次回以降の審議 事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「ごみ収集運搬業務事業」につきましては、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第28号 合併協定項目23—17 「環境対策事業について」 を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>資料は81ページをお願いいたします。協議第28号 合併協定項目23— 17 「環境対策事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針ですが、関係項目が4つございます。</p> <p>1、環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再 編する。</p> <p>2、環境美化事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再 編する。</p> <p>3、斎場については、合併時に統合する。</p> <p>4、渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、合併時に 統合する。</p>

それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、次の82ページをお願いいたします。関係項目は、1の環境基本計画になります。

現況でございます。環境基本計画は、市のみの事業になっておりまして、館林市環境基本条例に基づき策定しているものでございまして、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を推進しております。

調整の結果でございますが、表の右側になります。「環境基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。」としました。

関係項目1についての説明は以上でございます。

続きまして、83ページをお願いします。関係項目は、2の環境美化事業でございます。

現況でございますが、環境美化につきましては、行政、住民、事業者などが協力して清潔で美しいまちづくりを推進するものでございます。

1の環境美化運動につきましては、両市町ともに県が定めた春と秋の環境美化月間に地域美化活動の普及啓発を行っているものです。2の一斉清掃につきましては、環境美化運動とは別に、市のみ春と秋に地域清掃活動を行っているものでございます。

調整の結果でございますが、「環境美化事業については、実施する事業が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。

関係項目2についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の84ページをお願いします。関係項目は、3の斎場でございます。

現況でございますが、斎場につきましては、ごらんとおり市のみ設置されております。

調整の結果でございますが、表の右側、「斎場については、館林市のみ設置しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としました。

関係項目3についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の85ページです。関係項目4の渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することになります。

議 長	<p>現況でございますが、渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することにつきまして、板倉町のみの事業になってございます。</p> <p>初めに、1番の渡良瀬遊水地保全・利活用協議会でございますが、渡良瀬遊水地のラムサール条約の登録を踏まえまして、「湿地の保全」、「湿地の賢明な利用」を図るため、治水機能の向上と継続的な自然環境の保全及びさまざまな利活用の促進に関し、関係機関及び周辺の住民などが十分に協議を行うことを目的としております。具体的な内容は、ごらんのとおりでございます。</p> <p>続きまして、86ページ、2番の渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会でございます。こちらは、渡良瀬遊水地エリアにおいて、トキやコウノトリなどを指標とした多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、にぎわいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現することを目的としております。内容については、ごらんのとおりの活動内容となっております。</p> <p>87ページになります。3番のラムサール条約登録湿地関係市町村会議につきましては、ラムサール条約に登録されている湿地及びその他の湿地の適正な管理に関しまして、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによりまして、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的としております。活動内容については、ごらんのとおりでございます。</p> <p>調整の結果でございますが、85ページまでお戻りください。「渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、板倉町の例により合併時に統合する。」としております。</p> <p>関係項目4についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、協議第28号の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第28号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。</p>
-----	---

議 長	<p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ほかには質疑がないようでございますので、それでは協議第28号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ご異議なしと認めます。</p> <p>「環境対策事業」につきましては、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、その他でございます。</p> <p>本日の会議全体を通しまして、何かございましたらお願いをいたします。</p> <p>井野口委員。</p>
井野口委員	<p>館林市の井野口でございます。</p> <p>きょうの日程もほぼ終わりましたが、議案は審議事項と協議事項に分かれております。そんな中にありまして、この審議事項の中で、やはり挙手をするという事は非常に大切な意思表示かなと思っております。きょうは、議案第21号として農林水産関係の基本の方針が決まりました。ただ残念なことに、きょう館林市の農業委員会の会長さん、またJAの組合長さんが欠席ということで、お二人がこの会議に出席していただいたときにこういったことが審議されればよかったと感じました。</p> <p>答弁は要りませんが、今後の会議開催に当たっての要望とさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

<p>議 長</p>	<p>ないようでございます。</p> <p>それでは、以上で本日の議事を全て終了させていただきたいと存じます。</p> <p>これにて議長の役目を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。ご協力まことにありがとうございました。</p>
<p>田沼事務局長</p>	<p>それでは、次第に基づき栗原副会長より、閉会の挨拶をお願いいたします。</p>
<p>栗原副会長</p>	<p>きょうは、会議の冒頭、午後に予定していた会議が午前中に変更になったというご紹介があり、皆様におわびを申し上げ、ご協力に感謝をしたところでありますが、板倉町の都合でございまして、これからここにいる板倉町の主なメンバーが埼玉県の上田知事に面会に行く予定がありまして変更させていただきました。</p> <p>きょうは、非常に協議事項が進んだという印象であります。まさに決定事項として、一番きょうの中では懸案だった合併の方式が、館林市の委員さんは全員、板倉も9名中3名が残念ながら考え方が異なっておりますが、9名中6名、いずれにしても全体で18名中15名と、特別多数の3分の2以上の賛成によって決定となりました。基本的に新設も編入も大した違いはないと考えます。編入という名前に対して抵抗的なものもあったのだらうと思いますが、逆に利点というか、スピード感を持ち、経済あるいは事務の合理性や効率性、そういったものも含めてご判断をいただいたものと思っております。</p> <p>そういうことで、きょうはお世話になったわけではありますが、先ほど板倉町の増田委員より遊水地関連のお話がありました。実はきのう夕方、関東どまんなかサミット会議ということで、これまでの古河市、栃木市、加須市、野木町、板倉町に加え、旧古河藩に関連する小山市を加えた4市2町による会議がありました。見方を変えると渡良瀬遊水地のラムサール条約協議会と同じ4市2町であります。隣接する自治体が相互に協力、連</p>

<p>田沼事務局長</p>	<p>携することについて合意したところであります。その席上で、板倉町もそのうち館林市になるかもしれないので、今度は館林藩の隣が古河藩というような話もさせていただいたところであります。</p> <p>この先いろいろと難しい調整もあるかもしれませんが、協議の進展に向けて今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。委員の皆様へ感謝を申し上げ閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、長時間にわたりご協力を賜りまして、大変ありがとうございました。</p> <p>次回、第9回の協議会につきましては、本日お手元に通知させていただきましたとおり、11月24日、金曜日、午後2時より、板倉町中央公民館大ホールでの開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第8回館林市・板倉町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>お帰りの際には、お忘れ物のないよう、また交通事故等に十分お気をつけください。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p>
---------------	--